

申請による支給対象者について

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、江津市独自の臨時給付金を支給します。給付金の支給額は、児童1人当たり一律3万円です。

申請期限までに、次のとおり手続きをしてください。

申請書の提出期限：令和6年3月31日（日）

<p>支給対象者 および 対象児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● この給付金には、<u>所得制限はありません。</u> ● 支給対象者は次の両方を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請日時点で江津市に住民登録がある人 (2) 平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童を養育している人 (原則として、児童の保護者のうち主たる生計維持者に支給されます。) ● 児童養護施設等への入所中のお子さんについては、施設等に別途支給するととなります。 ● 令和5年12月末時点の住民登録を基準として、18歳までのお子さんのいるご家庭に申請書を配付していますが、離婚などによりこの基準の前後で養育者が異なる場合には、申請日時点で養育している方が対象です。 ● <u>市外にお住まいの保護者は申請することができません。</u> 主たる生計維持者が市外でお子さんを別居監護している場合は、お子さんと市内で同居し生計を一にしている保護者が申請することができます。
<p>提出先</p>	<p>・ 江津市役所本庁1階 子育て支援課子育て支援係 ②1～②3番窓口</p> <p>・ 桜江支所</p> <p>※返信用封筒を同封していますので、できるだけ郵送での提出をお願いします。</p>
<p>申請方法 および 支給時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入例を参考に、同封の申請書に必要事項を記載して、添付書類とともに提出してください。 ● 申請書を受領後、おおむね1か月程度で支給対象者名義の指定口座に振り込みます。
<p>必要なもの</p>	<p>【全員共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 令和5年度江津市子育て世帯臨時給付金申請書（請求書）※同封しています。 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード・運転免許証など） <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先金融機関口座のわかるもの（通帳・キャッシュカードの写しなど） <p>【対象児童と別居している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 別居監護申立書 <input type="checkbox"/> 対象児童の住民票
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が届出のあった指定口座に支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和6年4月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更などによりできない場合は、給付金は支給されません。 ● 給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。 ● 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはいけません。 ● 市独自の給付金の税法上の取り扱い「一時所得」に区分されます。（他の一時所得との合計額が50万円を超えない場合は課税対象になりません。） ● 申請内容に不明な点があった場合、江津市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに江津市の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。
<p>問い合わせ</p>	<p>江津市子育て支援課子育て支援係 子育て世帯臨時給付金担当</p> <p>☎ 0855-52-7487（直通）</p>